

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例（平成29年郡山市条例第8号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会長は、会議を開催しようとするときは、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開とする。ただし、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）第7条各号の不開示情報が含まれる事項を審査するときは、会長が審査会に諮って、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(議事録の作成)

第4条 会長は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに、当該会議に係る議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員1人がこれに署名するものとする。

2 議事録には、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者（委員及び事務局）
- (5) 議題
- (6) 会議の公開、非公開の別
- (7) 傍聴人の数（会議を公開した場合）
- (8) 会議の内容

(議事録及び資料の公開)

第5条 会議の議事録及び資料は、会議を非公開とした場合を除き、産業雇用政策課及び政策開発部広聴広報課市政情報センターにおいて閲覧に供するとともに、市のウェブサイトに掲載する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。